

## 5. 多面的機能支払交付金

農林水産総務課農山漁村振興室

事業名	多面的機能支払交付金事業			
事業実施主体	多面的機能支払交付金: 広域活動組織、活動組織 多面的機能支払推進交付金: 県、市町村、推進組織			
事業内容	<p>(1) 農地維持支払交付金 農用地、農業用排水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動を支援する。</p> <p>(2) 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動) 農業用排水路、農道等の軽微な補修、農村環境保全活動及び多面的機能の増進を図る活動を支援する。</p> <p>(3) 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動) 農業用排水路、農道等の施設の長寿命化のための補修・更新等の活動を支援する。</p> <p>(4) 多面的機能支払推進交付金 県、市町村及び推進組織が行う多面的機能支払交付金の交付や活動の実施状況の確認、活動組織への指導等の適正かつ円滑な実施を推進する。</p>			
採択要件等	<p>(1) 農地維持支払交付金 農用地、農業用排水路、農道等の地域資源の基礎的な保全活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動を行う農業者等で構成される活動組織等を設立し、事業計画を作成して市町村長の認定を受けること。活動期間は原則5年間。 ・交付基本単価: 田3,000円/10a、畑2,000円/10a、草地250円/10a</p> <p>(2) 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動) 農業用排水路、農道等の軽微な補修、農村環境保全活動及び多面的機能の増進を図る活動を行う農業者及び非農業者で構成される活動組織等を設立し、事業計画を作成して市町村長の認定を受けること。活動期間は原則5年間。 ア 交付基本単価: 田2,400円/10a、畑1,440円/10a、草地240円/10a ※多面的機能の増進を図る活動に取り組めない組織は上記単価に5/6を乗じた額になる。 イ 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援加算: 田400円/10a、畑240円/10a、草地40円/10a ウ 農村協働力の深化に向けた活動への支援加算: 田400円/10a、畑240円/10a、草地40円/10a エ 水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動への支援加算: 田400円/10a ※ア～エについて、農地・水保全管理支払(共同活動)又は資源向上支払(共同活動)を5年間以上実施した農用地及び資源向上支払(長寿命化)と併せて取り組む農用地は上記単価に0.75を乗じた額になる。</p> <p>(3) 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動) 老朽化が進む農業用排水路、農道等の施設の長寿命化のための補修・更新等の活動を行う農業者等で構成される活動組織等を設立し、事業計画を作成して市町村長の認定を受けること。活動期間は原則5年間。 ・交付上限単価: 田4,400円/10a、畑2,000円/10a、草地400円/10a ※広域活動組織の規模を満たさず、かつ直営施工を実施しない場合は、上記単価に5/6を乗じた額になる。 ※広域活動組織の規模を満たさない場合、交付上限額は集落数に200万円を乗じた額と上記単価に対象面積を乗じた額の小さい額となる。</p> <p>(4) 多面的機能支払推進交付金(事務経費) それぞれ下記の業務を行う。 ・県: 第三者機関の設置・運営、法・要綱基本方針の策定、長寿命化整備計画協議、交付・申請事務等 ・市町村: 促進計画の策定、事業計画の認定、交付・申請事務、確認事務等 ・推進組織: 推進・指導、事業計画の審査補助・指導、確認事務等</p>			
実施要綱	多面的機能支払交付金実施要綱			
交付要綱	多面的機能支払交付金交付要綱、島根県多面的機能支払交付金交付要綱			
交付率	区分	国	県	市町村
	農地維持支払交付金	50	25	25
	資源向上支払交付金	50	25	25
	多面的機能支払推進交付金(県)	定額	定額	—
	多面的機能支払推進交付金(市町村)	定額	—	未定
	多面的機能支払推進交付金(推進組織)	定額	定額	未定
備考	<p>推進組織は、平成19年4月5日に設立済み 構成団体: 島根県、市町村、島根県農業協同組合、県農業会議、島根県土地改良事業団体連合会 団体名称: 島根県農地・水・環境保全協議会(事務局: 島根県土地改良事業団体連合会)</p>			